

公立図書館における図書購入の実態

安形輝(亜細亜大学) 池内淳(筑波大学) 大谷康晴(日本女子大学) 大場博幸(文教大学)
agata@asia-u.ac.jp

【抄録】 全国の公立図書館設置自治体(1,365)を対象に図書購入に関するハガキによる調査を行った。回答結果から図書館資料の予算規模や地域によって割引率は大きく異なる状況が明らかになった。まったく価格割引や装備付納品をしていない図書館もあった。自治体の種類(都道府県立図書館か市町村立図書館)、地域によって図書購入の実態が異なることが明らかになった。

1. 問題の所在

公立図書館の予算削減をめぐることは、指定管理制度導入に典型的であるが、人件費が対象となっていることが多い。一方で、たとえ削減傾向にあるとしても、資料費は維持されるべきものと考えられている。しかしながら、現行の資料購入の方法が合理的なのかどうかについては、あまり議論がなされていない。図書館サービスを維持するうえで、資料費は一種の聖域である。だが、資料購入の方法について改善の余地があるかもしれない(新古書店からの図書購入¹⁾や寄贈図書の呼びかけ²⁾、検討の俎上にのせられてもよい。

そもそも地方自治の事務処理にあたっては、“住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない”(地方自治法第2条第14項)とされている³⁾。後段部分を重視するならば、できるだけ割引された図書を購入することが望ましいだろう。

一方で、従来の図書館界では、図書の再販売価格維持制度についての関心が高く、その関連から定価購入を勧める意見⁴⁾もある。

また、地域産業の保護という観点から自治体内の書店・書店組合経由での購入を行う自治体⁵⁾もあるが、どの程度の自治体がそうしているのかも明らかではない。

本調査は、現在の公立図書館における図書購入に関わる基本的データを収集し、図書調達に関する議論を行う上で、材料を提供するものである。

2. 調査方法

『日本の図書館 統計と名簿 2015』に掲載されている全国の図書館設置自治体の図書館の本館・中央館(1,365館)に対して往復ハガキを用いてアンケート調査を実施した。同時に回答者の便

宜も考えて、回答用のウェブフォームも作成している。2016年7月11日から2016年8月12日にかけて実施した。ハガキについては締め切り後に到着したものも回答に含めた。最終的な回答数は、1,042件、回収率76.3%であった。アンケート用紙は図書購入のさいに自治体内の書店や書店組合を経由しているか、その割合、装備付納品や割引が行われているか、その割合という4問から構成されている。

割引率や書店組合の割合については「10-15%」といった形で幅を持たせた回答があった。このような回答の場合、集計のさいには平均値を代表値として用いた。また、「約」「およそ」「程度」といった概数に関する表現も削除した。調査期間中にあったメールや電話での問い合わせ内容、欄外に記入されたコメントについては記録しておき、回答を解釈するさいに適宜、参考にした。

回答は単純集計するとともに、『日本の図書館 2015』の統計データ中の蔵書規模や都道府県等の項目とクロス集計を行った。なお、『日本の図書館 2015』の統計データと紐付けできなかった回答7件については集計から外しているため、1,035件とした。

3. 調査結果

3.1 アンケート集計結果

3.1.1 割引率

図書購入のさいに、定価購入をしている、割引購入をしている、装備をして納品しているといった状況を全体的にまとめたものを表2に示す。割引率は定価購入である「割引なし」から「20%以上の割引」までの五段階に分けて集計した。

個別の図書館でみたときに、定価よりも高い102.5%(装備あり)で購入している図書館がある一

方で、定価の 24-25%という割引率(装備なし)で購入している図書館があった。

仮に資料費 100 万円の図書館二館を想定すると、定価購入している館は 1,000 円の資料を 1,000 冊、割引率 25%の図書館は 1,333 冊と、1/3 程度多くの資料を購入できることになる。

3.1.2 装備

装備費が購入費に含まれている図書館は、実質的に図書館で装備するさいにかかる費用を割引かれていると解釈できる。装備がどの程度の割引率にあたるかを仮定するため、「装備あり」「装備なし」の図書館の平均割引率を算出した。「装備あり」4.8%、「装備なし」7.2%となる。単純な計算では装備の割引率は 2.4%となる。ただし、欄外に記入された装備の有無と割引率に言及しているコメントを確認したところ、装備費については 4%から 12%まで大きくばらつきがあった。

3.1.3 装備と割引率

装備と割引率のクロス集計をした表 2 からは、割引率、装備の有無を合わせてみたときに、公立図書館ごとに状況は様々であることがわかる。

割引をせずに装備をしている状態での納品をしている図書館の割合が 41.9%と最も高く、次に割引も装備もない図書館が 22.9%であった。装備を抜きにすれば、割引をしない購入をしている図書館が 6 割以上と過半数を占めている。一方で、装備をした上で、割引率が 10%以上の図書館もある。

日本の公立図書館における図書購入のさいの装備や割引率にはばらつきがあり、定価購入しているまったく割引のない館と高い割引率の館の間では格差があることがわかる。

3.1.4 自治体内の書店・書店組合経由

自治体内の書店ないし書店組合経由での図書購入を行っているかについての回答を集計し、全体として自治体内の書店ないし書店組合経由で購入している図書館は 78.7%であった。設置自治体別に見ると自治体内の書店の利用率は都道府県立単位が最も割合が高く、町村立図書館での割合が低くなっている。小規模書店が減少する中、町村には書店のない自治体が増えていることが影響していると考えられる。欄外のコメントに「村には書店がありません」といった記述がみられた。

自治体内の書店を利用する場合に、さらに資料の割合や金額を尋ねている。割合を回答した 658 館の分布を表 1 に示す。大半の図書館(68.2%)が、

資料の 75%以上を自治体内の書店から購入している一方で、自治体内の書店から購入していると回答した館のうち 1/5 はその割合は 25%未満である。さらに 90 館は 1%未満と資料費に占める割合は非常に低い状況にある。

表 1 自治体内の書店・組合経由での購入割合 (N=658)

自治体内の書店経由割合	回答数	割合
1%未満	90	13.7%
1%以上25%未満	53	8.1%
25%以上50%未満	25	3.8%
50%以上75%未満	41	6.2%
75%以上100%未満	341	51.8%
100%	108	16.4%

3.2 「日本の図書館」とのクロス集計

3.2.1 設置自治体別の割引率

設置自治体別に割引率を集計し、グラフ化したものが図 1 である。区立図書館は他と比べて定価購入の割合が低く、さらに 10%以上の割引率となっている館が 56%と過半数を占める。

3.2.2 地域別、都道府県別の割引率

図書館の地域別に割引率の構成比を集計したものを表 3 に示す。関東地方では半分の図書館が割引購入を行っているのに対して、北海道・東北地方では 8 割の図書館で定価購入をしている。さらに、都道府県別に割引率を集計し、グラフ化したものが図 2 である。東京都の図書館では定価購入を行っている図書館は 26%であり、約 3/4 の図書館は何らかの割引購入を行っている。定価購入をしている図書館の割合の低い図書館の第二位の栃木県も 40%を超えており、五位の高知県以降は域内の過半数の図書館が定価購入をしている。東京都と他の道府県は割引に関して異なる状況にあることが明らかとなった。定価購入の割合が高い下位三県では実際の割引が行われているのはそれぞれ一館であった。

3.2.3 蔵書規模別の割引率

蔵書冊数の段階別に割引率を集計し、グラフ化したものを図 3 に示す。蔵書規模が大きくなるほど定価購入の割合が減少しており、納入する業者も購入規模が大きな図書館ほど割引を行っていることがわかる⁶⁾。また、蔵書規模が大きくなるほど割引率を公開しない割合も高い傾向がみられる。

4. まとめ

全国の公立図書館の中央館・本館に対して図書購入に関するアンケート調査を実施した。結果として、1) 装備の有無、割引の有無、割引率はばらつきが大きいこと、2) 地域、都道府県によって差があること、3) 蔵書規模によって差があること、が明らかになった。

【注・引用文献】

- 1) 「関連会社から“疑惑”の選書 武雄市 TSUTAYA 図書館、委託巡り住民訴訟に発展」週刊朝日 2015年9月11日号など
- 2) 「新刊寄贈願いやめて 作家・万城目さん、高岡市立図書館に苦言」『北日本新聞』2016年6月12日 (<http://webun.jp/item/7284096>)
- 3) 本調査で参照した法令は法令データ提供システム (<http://law.e-gov.go.jp/>) による。
- 4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)第23条第4項では、“著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事

業者とその物の再販売価格を決定し、これを維持するためにする正当な行為”が適用除外としており、図書もこの条文の著作物に該当している。独占禁止法では再販売価格維持行為を原則禁止しているのにも関わらず図書を適用除外としている以上、図書館もそれに従うべきである、つまり定価で購入すべきと考えることもできるだろう。例えば、星野渉、長岡義幸「図書館への図書納入の現状を問う：出版業界からの問題提起」『図書館雑誌』Vol.88, No.8, 1994, p.540-543.; 大澤正雄「装備付き割引購入の問題点」『公立図書館の経営：補訂版』日本図書館協会, 2005, p.101.などがある。

- 5) 例えば、愛知県書店商業組合など (<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/archives/544.txt>) がある。
- 6) これはアメリカでも同様のようである。例えば、伊藤倫子、電子書籍貸出サービスの現状と課題 米国公共図書館の経験から、情報管理, vol. 58, no. 1, 2015, p. 28-39.

表 2 装備と割引率

		装備の有無			全体に対する割合(N=1,042)		
		装備なし	装備あり	無回答	装備なし	装備あり	無回答
割引率	割引なし	239	437	11	22.9%	41.9%	1.1%
	1%-10%未満	102	146	6	9.8%	14.0%	0.6%
	1%未満	2	7	0	0.2%	0.7%	0.0%
	10-20%未満	44	32	0	4.2%	3.1%	0.0%
	20%以上	5	1	0	0.5%	0.1%	0.0%
	非公開	0	7	3	0.0%	0.7%	0.3%

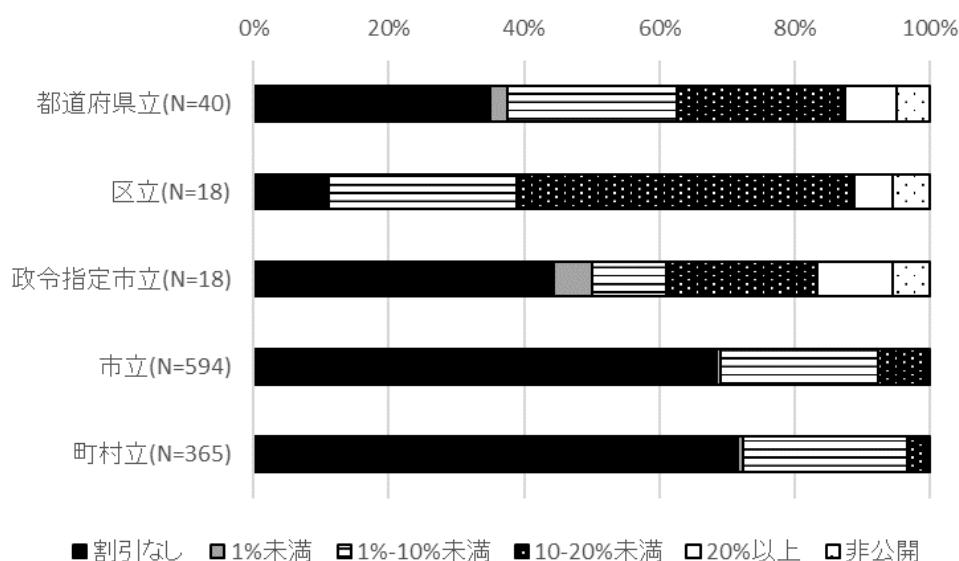


図 1 設置自治体別の割引率

表 3 地域別の割引率別の構成比

地域	割引なし	1%未満	1-10%未満	10-20%未満	20%以上	非公開
北海道・東北(N=195)	80.00%	0.00%	17.90%	2.10%	0.00%	0.00%
関東(N=218)	50.90%	0.50%	30.70%	14.20%	1.40%	2.30%
中部(N=227)	59.90%	1.80%	29.10%	6.60%	0.90%	1.80%
近畿(N=112)	69.60%	0.90%	22.30%	7.10%	0.00%	0.00%
中国・四国(N=123)	73.20%	1.60%	16.30%	8.10%	0.00%	0.80%
九州・沖縄(N=160)	70.00%	0.60%	24.40%	4.40%	0.60%	0.00%

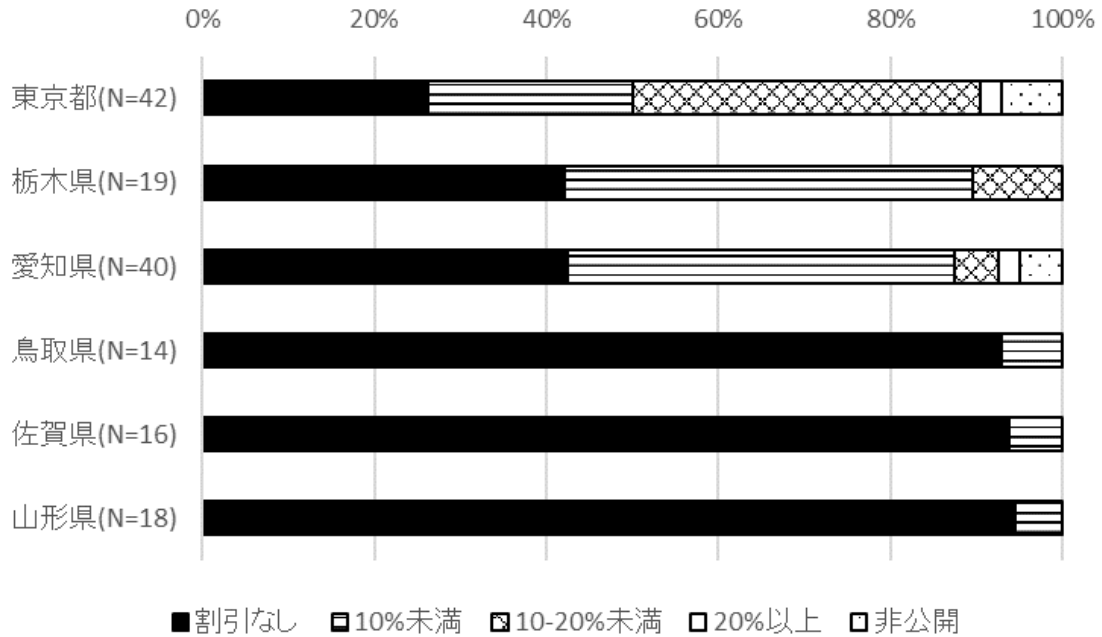


図 2 定価購入率の低い3都県と高い3県

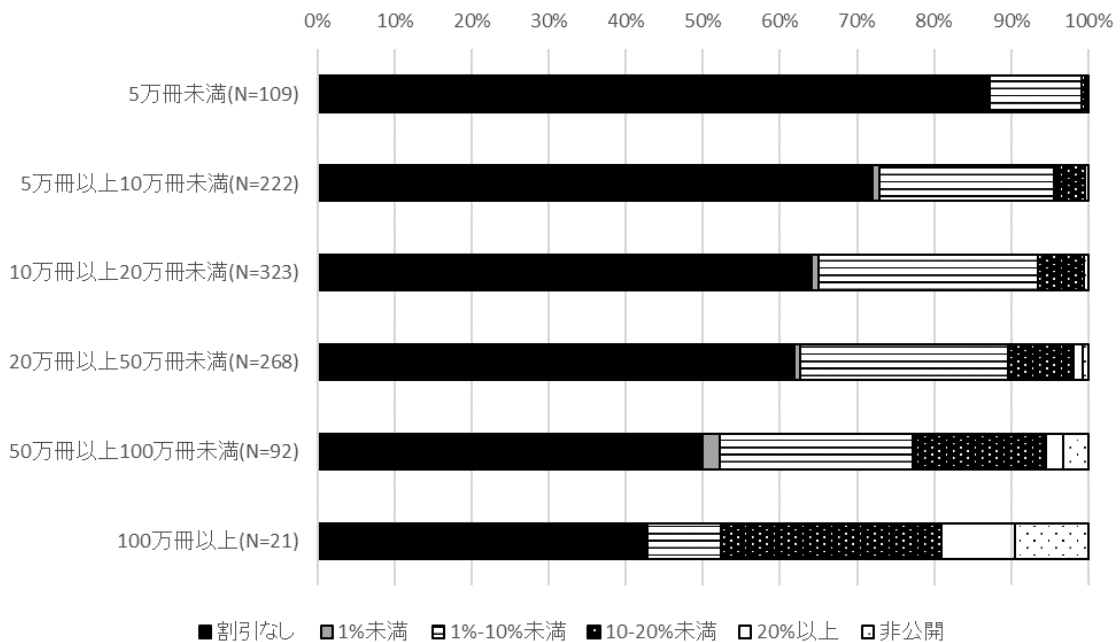


図 3 蔵書規模と割引率